

(健Ⅱ440F)
令和3年1月21日

都道府県医師会 郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菟 敏

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種を行う体制の構築について

「新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築について」は令和2年12月21日（健Ⅱ387F）をもってお知らせし、引き続き本予防接種の実施体制の構築に向けた準備を進めていただくよう、関係各位に協力を求め、また、本予防接種は各市町村において実施することとなっていることから、各市町村においても十分に実施体制の準備を行っていただくよう示されているところです。

本予防接種については、まずは医療従事者等への接種を行うこととされていることから、今般、厚生労働省より、医療従事者等への接種の基本的な考え方並びに医療関係団体及び医療機関における標準的対応が示され、各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知がなされ、本会にも周知方協力依頼がありました。

本通知における接種体制の構築についての概要は下記のとおりであり、医療関係団体等（郡市区医師会）に依頼されている事項については「4. 医療関係団体等における具体的な作業」にまとめております。

円滑な接種の実現には、地域の事情に合致した接種体制の構築が必要です。まず、医療従事者等に対する接種から開始されますが、住民に対する接種にあたっては、さらに接種可能医療機関を増やす取り組みも想定されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 接種対象者

- ◆ 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員。
- ◆ 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む）。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員。
- ◆ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者。



※接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない。

2. 接種場所

全国で1500か所の施設に2月末までにディープフリーザーを配置することとしており、その配置先を「基本型接種施設」とするほか、基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受ける「連携型接種施設」とする。

※本会としましては医療従事者に対する円滑な接種を実施するため、医療関係団体等（郡市区医師会）は実施主体である市町村と連携し、基本施設・連携施設以外の接種できる施設の数を増やすことが重要。

3. 接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、クーポン券付き予診票を発行（基本型・連携型接種施設の医療従事者等については自施設で準備。その他の医療機関等の医療従事者等については医療関係団体、都道府県・市町村等が発行）
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要数を登録
- ・国、都道府県及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は医療機関等の割り当て量を調整
- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV-SYSで確認。必要に応じて連携型設置施設に連絡
- ・基本型接種施設はワクチンの納入後速やかにディープフリーザーで保管。必要に応じて連携型接種施設に冷蔵でワクチンを移送
- ・基本型・連携型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、自施設の接種予定者に伝達（その他の小規模な医療機関等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体（所属医療関係団体等）に伝達）
- ・接種を実施
- ・基本型・連携型接種施設はV-SYSを通じて接種者数等の報告を行うとともに市区町村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付

4. 医療関係団体等における具体的な作業

① 接種予定者数等の把握【様式1-1】

自施設において接種を行わない会員医療機関等及び当該医療機関等の医療従事者等として接種を受ける予定の人数を把握する

② 接種場所の確保

基本型接種施設の中から選定する、独自に連携型接種施設を確保する、自ら接種会場を設ける等により、接種施設を確保する。

接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所ごとの接種人数を計画する。

③ 接種場所情報等の都道府県への報告【様式1-1】

確保した接種場所についての情報を都道府県に報告する。

④ 接種場所と接種人数の確定【様式1-1】

接種場所ごとの接種予定者数を各接種場所へ伝達する。

⑤ 接種予定者リストのとりまとめ、予診票の準備、配布【様式 別添6】

接種予定者である医療従事者等のリストを原則として電子ファイルで各医療機関に作成いただき、とりまとめる。

とりまとめたリストをワクチン接種円滑化システムに入力し、電子媒体で出力される予診票を各医療機関を通じて対象者へ配布する。

⑥ 対象者への案内、接種場所へ接種予定者の人数を伝達

※各様式は文書管理システムお知らせへ掲載しています。

※なお、接種予定者数の把握・提出期限等が示されておりますが、可能な限り速やかなご提出の程お願いいたします。

※また、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（別添）にある通り、郡市区医師会等が単独で実施しにくい業務がある場合には、都道府県医師会等と協議をする、複数の医療関係団体で連携する、都道府県に相談する等の対応が考えられるため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(別添)

◆ 「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」令和3年1月8日付（健健発0108第2号）

別添1 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

別添2 都道府県における医療従事者等への接種体制の構築

別添3 市町村における医療従事者等への接種体制の構築

別添4 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築

別添5 医療機関における医療従事者等への接種体制の構築

◆ 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引きについて」令和3年1月18日付（健健発0118第2号）

◆ 別添6 医療従事者等優先接種予定者リスト

◆ 医療従事者等に対する接種の概要（令和2年12月18日第1回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会資料1より）